

報道資料

令和8年1月17日

薬務・衛生課
食品・生活衛生係
担当：杉山、上山
内線：3174、3186
ダイヤルイン：27-8681

農業水産振興課
農業振興・技術支援係
担当：馬場、藤田
内線：63364、4835
ダイヤルイン：27-7442

残留農薬基準違反について

令和8年1月14日に中和保健所が検査を実施した「こまつな」から、食品衛生法の農薬残留基準を超えるエトフェンプロックス：0.02ppm(基準値：0.01ppm)を検出したことが1月16日に判明しました。

直ちに販売業者に対しては、当該生産者が出荷した「こまつな」の流通を防止するよう指導するとともに、生産者に対しては立入調査を行い、農薬の適正使用等について指導しました。

なお、今回違反のあった「こまつな」については、通常の食生活において食べる量では、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

1 検査結果

(1) 農産物名	こまつな	<p>報道資料提供後、一定期間が経過していますので、施設情報は削除しています。</p>
(2) 検査年月日	令和8年1月14日	
(3) 結果判明日	令和8年1月16日	
(4) 販売業者		
(5) 生産者		
(6) 検査機関	奈良県保健研究センター	
(7) 検査結果	150 農薬について検査を実施	
エトフェンプロックス (殺虫剤)	残留基準違反（食品衛生法） 検出値：0.02ppm 一律基準値：0.01ppm	使用基準違反（農薬取締法） 適用農作物の範囲外

2 販売業者に対する調査指導

(1) 調査日 令和8年1月16日（金）、17日（土）

(2) 実施機関 薬務・衛生課、中和保健所

(3) 検査した「こまつな」と同一日の出荷数

1月14日出荷分	12ケース(48kg)
----------	-------------

※検査日以降は生産者から「こまつな」は出荷されていない

(4) 流通先 調査中

(5) 指導事項

- ①販売した「こまつな」について、直ちに自主回収を行うこと
- ②販売先、販売数量の確認を行うこと

3 生産者に対する調査指導

- (1)調査日 令和8年1月16日（金） 午後7時
- (2)実施機関 農業水産振興課、中部農林振興事務所、中和保健所
- (3)栽培面積 5a（露地）
- (4)販売業者への出荷状況

令和8年1月7日から1月14日までの間に4回 計140kg（この期間のみ出荷）

- (5)農薬使用状況

令和7年12月5日に害虫防除の目的で、エトフェンプロックスの適用農作物ではない「こまつな」に対し、当該農薬を散布した（希釀倍率1000倍、使用回数1回）。

- (6)指導事項

- ①農薬の適正使用を徹底すること
- ②生産履歴記帳を引き続き行うこと
- ③出荷分について自主回収を行うこと
- ④ほ場の「こまつな」は処分すること

参考

エトフェンプロックス

1 用途：殺虫剤

2 毒性評価

食品安全委員会による食品健康影響評価では、エトフェンプロックスの許容一日摂取量を0.031mg/kg体重/日と設定しています。

※許容一日摂取量（ADI）とは、ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことです。

今回、検出された値は、体重50kgの人が当該品77.5kgを毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定されます。

$(0.031\text{mg/kg体重/日} \times 50\text{kg体重} \div 0.02\text{ppm (mg/kg)}) = 77.5\text{kg/日}$